

日 時：平成21年11月12日（木） 午後2時から3時15分  
場 所：相馬南公民館 会議室  
出席者：34名

#### 主な質疑応答

- Q1：部屋の使用料が1時間50円の場合、定期利用団体で2時間月2回利用する場合は、6ヶ月でいくらになりますか。
- A1：月200円の6ヶ月で1,200円になります。前納を考えています。
- Q2：1年に1、2回お話し合いをするときがあるんですが、その場合はどうしたらいいんですか。
- A2：一般と同じように、窓口でその日の朝申請していただければ利用できます。予定がハッキリした場合に一般で申請すれば予約できます。
- Q3：1時間30分だと2時間になるんでしょうか。
- A3：最低を1時間単位で考えています。準備から後片付けまで含めてお願いします。
- Q4：9時から10時まで借りているんですが、準備するために少し早めの8時50分に行って、鍵を借り部屋に入ることにはできますか。
- A4：弾力的に運用したいと考えています。
- Q5：定期団体の来年4月以降の利用申請をしたときは、議会の議決は得られてないけど来年の使用料を、お支払いすることになるんですか。
- A5：調整会議は例年通り行い、調整を行い来年度予定は入れますが、許可書発行を議会の結果後と考えています。
- Q6：実質上の来年4月以降の利用申請は12月でしたっけ。
- A6：4月1、2、3日分の利用申請は、12月28日から一般の予約が可能になります。
- Q7：その時点で申請したときに有料化の使用料6ヶ月分を払うことになるのか。
- A7：定期利用の方は、来年度前半6ヶ月分を予約できますから、12月のころに申請書を出していただき、許可書を発行していますが、今回は、議会の結果後になります。
- Q8：実際にはお金の支払いは12月の申請のときに使用料を支払うことになるのか。
- A8：許可書発行と同時に払っていただくことを考えています。
- Q9：許可書の発行はいつになるのか。
- A9：12月末から1月上旬になるかと思います。
- Q10：実際に有料化というのは、確定的なんですよ。
- A10：議会で条例の議決と規則・要綱の公告が終わらない限り使用料の徴収はできません。
- Q11：申請した後、講師の先生の都合とか台風などにより中止する場合は、どうなるのか。
- A11：キャンセルは、一定の期限を設けてそれより前であれば全額還付、それより後であれば返還しないことで検討しています。台風については、検討させていただきたいと思います。
- Q12：利用できなくなった場合に、他の日に振替はできるんでしょうか。
- A12：還付は口座振込ですので、申請が大変になるので、検討しています。振替ということで、別の日に予約を取るという方法も考えています。
- Q13：調理室を9時から3時まで使った場合、お昼休みの使用料はお支払いするんですか。
- A13：払っていただくことになります。使用料は60円掛ける利用時間で計算できます。
- Q14：お茶をいつもいただくんですが、その時のガス代は含まれていますか。
- A14：公民館によっては共同使用の給湯器が置いてある公民館もあります。ない場合は調

理室のガス台をご利用になると思います。それは無料ということで考えています。

Q15：利用時間を過ぎた場合の使用料は。

A15：利用時間内に後片付けもすべて終えてほしいんですが、何分過ぎたからといって1時間分徴収するかということについては、皆さんから意見をお伺いして、検討していきたいと思います。

Q16：合併以来、旧藤代町と旧取手市の公民館の整合性がとれていない。取手の規則を使っているのに、旧藤代町の館長は藤代と取手の違いに苦労している。公民館有料化を機に、社会教育法や取手市の条例・規則を照らし合わせた上で、整合性は取れないのか。

A16：合併で、藤代地区の皆さんには公民館の利用方法が変わるなどのこともあり、矛盾点もあったと思います。検討していきたいと思います。

Q17：使用料の計算方法で、基本使用料は全公民館の部屋の面積で算出しているのに、夜間割増はなぜ部屋の数で算出しているのか。

A17：使用料の基本は、貸し出しする総面積と、貸し出しできる時間を計算し、1㎡1時間当たりの金額を算出しました。夜間割増については、夜間の管理業務を委託している分を上乗せという形になります。毎日あるわけではなく、夜間の予約があった場合シルバー人材センターに委託する形になりますので、部屋の数で割る形にしました。調理室も同様に割増分を算出しています。

Q18：(有料化で) 利用しづらい公民館になるような気がする。

キャンセルの日数とか、減免団体の拘束とかの話が出ているが、町内会の話し合いで公民館を使う場合も、規則で拘束されるのか。今までの話を聞いていると、使いづらい、厄介な公民館になってしまうような気がする。ぜひ、あまり拘束されないような運用でお願いしたい。

A18：市政協力員の会議などは減免で考えています。

Q19：使用料はどこに払うのか。

A19：各公民館の窓口で現金でお支払いいただきたいと考えています。

Q20：キャンセル時の返還は指定口座に振り込みとのことだが、サークルで通帳を作らなければならぬのか。窓口で精算できないのか。

A20：キャンセル時の還付については現在検討中ですが、公民館の使用料は公共料金扱いになり、取手市の場合、公共料金の返金は口座振込が原則となります。ただ、現在、取手市にも有料施設があるので、どのような形で還付しているか、参考にしながら検討させていただきたいと思います。

Q21：公民館の使用料はどのように使われるのか。

A21：公民館の維持管理経費の財源として使います。使用料で維持管理経費を全額賄うという考えは全くありません。あくまでも公民館を使う人と使わない人との公平性を保つために、維持管理経費の一部を利用者にご負担していただくという考えからの有料化なので、ご理解いただきたいと思います。

Q22：取手市の財源が厳しいから、使用料が他の財源に回されるということはないのか。

A22：公民館の使用料は公民館の維持管理経費以外には使わないという考えでいます。

Q23：特定登録団体として半年分の申請をするとき、予約は公的機関が最優先になると思うが、前もって公的機関の予約が入っているのがわかっている場合は、避けて申請しなければならないのか。

A23：今までと変わらないが、公的機関がすでに予約しているとわかっている場合は避け

て申請していただきたいと思います。利用者が申請したあとに選挙が入る場合は、振替えをお願いします。

Q24：説明だと、使用料は過去3年間のランニングコストで算定したとのことだが、建物の老朽化による修繕費や、建物の安全性に対して費用がかかるとわかっているのだから、そういう費用も計算して、使用料を算出したほうがよかったのでは。

A24：ご意見としてお伺いしておきます。皆さんの負担を少なくしようと思い、この計算方法を採用しました。ご理解いただきたいと思います。